

令和3年2月

関係者各位

みのり農業協同組合

税務調査等に係る調査手数料の改定について

平素は当組合事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、関係者様から税務調査等の調査依頼につきましては、平成31年より調査依頼対象1名あたり20円と消費税、取引履歴等の添付を希望される場合は1名あたり400円と消費税を請求させていただいておりました。

この度、事務負担や印刷代を勘案し、調査手数料について、下記のとおり改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

何卒事情をお察しいたさき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定後の手数料

(1) 金融・共済部門における調査手数料

調査依頼対象1名あたり **50円と消費税** (現在20円と消費税)

(2) 資料・印刷代金

取引履歴を添付した場合は、対象1名あたり400円と消費税 (現在と同額)

※今回の改定後、**取引履歴印字20枚を超えるものに対して、枚数×20円と消費税**を別途請求させていただきます。

2. 調査手数料改定日

令和3年4月1日(木) 受付分より

3. 請求方法

請求方法については、これまでと同様に令和3年4月以降、毎月調査した件数・取引履歴添付件数を集計し、請求書を送付させていただきます。(月末締め翌月10日までに発送いたします)

4. 本件に係るお問い合わせ先

《金融に関するお問い合わせ先》 金融部 金融事務課 担当：高郷・藤本 TEL：0795-42-5142

《共済に関するお問い合わせ先》 共済部 共済保全課 担当：伊藤・岡崎 TEL：0795-42-5444

以上